

相模原市指定通所介護事業所等の設備を利用し宿泊サービスを提供する場合の届出等に関する取扱要領

1 趣旨

この要領は、「相模原市指定通所介護事業所等の設備を利用し宿泊サービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」（以下「指針」という。）に規定する宿泊サービス（指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス）を提供する場合の届出及びその他の取扱いについて定めるものとする。

2 対象事業者

対象事業者は、介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第一号通所事業（以下「通所介護等」という。）の指定を受けている、又は指定を受ける予定の事業者であって、当該指定に係る事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の設備を利用して宿泊サービスを提供する事業者（予定を含む。）とする。

ただし、指定通所介護事業所等の食堂等の一部設備を共有するが、宿泊について指定通所介護事業所等の設備以外で提供する場合は対象としない。

なお、その場合において、高齢者を入居させ、老人福祉法第29条第1項に規定するサービスを提供する場合には、有料老人ホームに係る事前協議及び届出を行うこと。

3 責任者等

宿泊サービスの提供に携わる従業者の中から責任者を1人定めること。

なお、宿泊サービスの提供に携わる従業者については、指定通所介護事業所等に係る人員基準及び労働基準法等の労働関係法令の規定に抵触しない範囲においては、指定通所介護事業所等の職務との兼務は可能とする。

4 届出等手順

届出の手順については、次に規定するとおりとする。

(1) 宿泊サービスの開始

ア 新たに通所介護等の指定を受ける予定の事業者は、指定通所介護事業所等の開設と同時に宿泊サービスを提供しようとする場合は、当該通所介護等の指定申請に併せて「指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する開始届」（様式1）を市長に提出しなければならない。

イ 指定通所介護事業所等を運営している事業者は、新たに宿泊サービスを提供しようとする場合は、当該宿泊サービスの提供開始の日の10日前までに「指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する開始届」（様式1）を市長に提出しなければならない。

(2) 宿泊サービスの変更

宿泊サービス事業者（(1)の届出を行った事業者に限る。以下同じ。）は、届出の内容に変更が生じた場合は、変更の事由が生じてから10日以内に「指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する変更届出書」（様式2）を市長に提出しなければならない。

(3) 宿泊サービスの休止又は廃止

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの休止又は廃止をしようとする場合は、その休止又は廃止の日の1月前までに「指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する廃止（休止）届出書」（様式3）を市長に提出しなければならない。

なお、休止とは、宿泊サービスの提供を止める日から6月以内に再開する目途が立っている場合とし、廃止とは、休止以外の場合とする。

(4) 宿泊サービスの再開（休止を届け出た場合のみ）

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供を再開する場合は、その再開の日の10日前までに「指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する再開届出書」（様式4）を市長に提出しなければならない。

なお、宿泊サービスを提供していない期間が6月を超えても当該届出書の提出がない場合は、廃止したものとみなす。

(5) 定期報告

宿泊サービス事業者は、毎年7月1日現在の宿泊サービスに係る状況について、「指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する定期報告書」（様式5）により毎年7月31日までに市長に提出しなければならない。

5 届出先

届出は、郵送又は持参により、次の届出先に行うこと。

部 署：相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課

所在地：相模原市中央区中央2丁目11番15号

附則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。